

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月2日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

1 手続番号

第3500-2024-0012号

第3500-2024-0013号

第3500-2024-0014号

第3500-2024-0015号

第3500-2024-0016号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

宮崎市清武町今泉字徳永丙20番（12号）

宮崎市清武町今泉字徳永丙24番（13号）

宮崎市清武町今泉字徳永丙32番イ号の2（14号）

宮崎市清武町今泉字徳永丙48番（15号）

宮崎市清武町今泉字徳永丙71番1（16号）